

千葉県特定外来生物(アカゲザル) 防除実施計画策定検討会設置要領

第1条 この要領は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第18条第1項及び同法律施行規則第23条第2項に規定する防除実施計画(以下「計画」という。)の策定及び、実行方法等についての検討を目的とする「千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定検討会(以下「検討会」という。)」の設置及び運営に関し、千葉県特定外来生物(アカゲザル)防除実施計画策定方針に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 検討会の構成員、定数は別表のとおりとし、環境生活部長が依頼する。

- 2 会長は、構成員の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長の指名により選出する。
- 4 会長は、会務を総理し検討会を代表する。

(会 議)

第3条 会議は会長が招集し、会議の議長は会長が務める。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(所 掌)

第4条 検討会は、次の事務を所掌する。

- 一 計画及び防除実施方法の検討に関すること。
- 二 防除結果の検証及びそれに基づく計画の見直し。
- 三 その他アカゲザルの防除に関すること。

(意見の聴取等)

第5条 会長は、必要と認めるときは、関係者に対して、会議への出席依頼、意見の聴取、資料の提出及びその他の協力を求めることができる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、作業部会を設け、科学的知見や防除方法等について意見等を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、公開することにより公正かつ中立な議事に著しい支障を及ぼすおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、検討会の決定によりその会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第7条 検討会等の庶務は、環境生活部自然保護課において行う。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会等の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(失効)

第9条 この要領は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(附則)

この要領は、平成18年 7月10日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

別 表

区 分	構 成 員	定 数
学識経験者	学識経験を有する者（専門的な分野からの代表）	4名以内
自然保護団体	自然保護団体に属する者（自然保護分野からの代表）	1名以内
動物福祉	動物の福祉に関わる者（動物福祉分野からの代表）	1名以内
農業者団体	関係農業協同組合に属する者（被害地域の住民を代表）	2名以内
狩猟者団体	関係猟友会に属するもの（県内の狩猟者を代表）	1名以内
市 町 村	関係市町村の職員（被害市町村を代表）	2名以内
合 計		11名以内